

## 経路を特定した飛行許可・承認申請を行う際の飛行条件設定について

「経路を特定した」申請において空港事務所又は地方航空局より、安全確認のため飛行の条件の設定を求められる場合があります。

その場合は以下を参考にしてください。複数条件が重なった際は文言を組み合わせご利用下さい。

なお、下記以外にも安全対策の確認を求められた際はご対応下さい。

また、天候の急変や飛行範囲に第三者の立入等が生じた場合は速やかに飛行を中止するなど万全の安全管理をお願いします。

### 地方航空局への申請の場合

飛行許可・承認申請手続き「[STEP 04 その他詳細等入力](#)」-「[V.その他特記事項](#)」にそれぞれ対応するテキストの入力をお願いいたします。なお文字数制限などで欄内に入りきらない場合は「[STEP 04 その他詳細等入力](#)」-「[VI.添付ファイルの追加](#)」に、それぞれ対応するテキストを入力したファイルを作成のうえ、添付して頂きますようお願いいたします。

#### ※注意事項

添付可能なファイルは「[xls, xlsx, doc, docx, pdf, jpg, jpeg, png, gif](#)」に該当する形式、且つ容量 10MB 未満に限ります。

- ✓ 空港周辺の制限表面未満で飛行させる場合  
「〇〇へ確認し、高度〇〇m 未満の飛行であれば制限表面に抵触しないことを確認し、その高度未満で飛行する。」
- ✓ 空港周辺の制限表面を超えて飛行させる場合
  - A. 「〇〇へ確認し、高度〇〇m 未満の飛行であれば制限表面に抵触しないことを確認したが、制限表面を超えて飛行させる必要があるため、管轄空港事務所長あて申請し、航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の許可を受けてから飛行する。」
  - B. 「〇〇へ確認し、高度〇〇m 未満の飛行であれば制限表面に抵触しないことを確認したが、制限表面を超えて飛行させる必要があるため、管轄空港事務所長あて申請し、航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の飛行許可を受けている。（許可番号・許可日）」

☞ [空港等周辺の空域での飛行における調整先及び調整方法](#)

- ✓ 地表又は水面から 150m以上の空域を飛行させる場合
  - A. 「航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により管轄空港事務所長から地表〇〇mまでの飛行許可を受けている。（許可番号・許可日）」
  - B. 「管轄空港事務所長あて申請し、航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による許可を受けてから飛行する。」

☞ [地表又は水面から 150m以上の空域での飛行における調整先及び調整方法](#)

- ✓ 経路下に道路がある場合
  - A. 「道路上空は飛行させない。」
  - B. 「道路上空を飛行する場合は、車両及び歩行者の通行を制限し、飛行範囲に第三者が立ち入らないように措置して飛行させる。」
  - C. 「道路上空を飛行する場合は、車両及び歩行者の通行がないことを確認できた場合のみとし、万が一車両又は歩行者が飛行範囲に接近又は進入した場合には直ちに飛行を中止する措置をとる」
- ※ 複数の種類の道路がある場合で特定の道路のみ対策を変更する場合は、複数対策を記載してください。  
ex.) 「高速道路上空は飛行させない。」、「その他一般道を飛行する場合は…」
  
- ✓ 水上で飛行させる場合  
「水上を飛行する場合は、船舶及び遊泳者等の進入が無いことを確認できた場合のみとし、万が一船舶又は遊泳者等が飛行範囲に接近又は進入した場合には直ちに飛行を中止する措置をとる」
  
- ✓ 経路下に鉄道がある場合
  - A. 「鉄道上空は飛行させない。」
  - B. 「鉄道上空の飛行は鉄道運行事業者と調整し、その指示に従い安全が確認できた場合のみとする。」
  
- ✓ 経路下に学校・病院・寺社仏閣・人の集まる観光地が存在する場合
  - A. 「〇〇については飛行させない。」
  - B. 「〇〇を飛行させる場合は、管理者と調整し、その指示に従い安全が確認できた場合のみとする。」

## 空港事務所への申請の場合

飛行許可・承認申請手続き「STEP 04 その他詳細等入力」-「V.その他特記事項」にそれぞれ対応するテキストの入力をお願いいたします。なお文字数制限などで欄内に入りきらない場合は「STEP 04 その他詳細等入力」-「VI.添付ファイルの追加」に、それぞれ対応するテキストを入力したファイルを作成のうえ、添付して頂きますようお願いいたします。

### ※注意事項

添付可能なファイルは「 xls, xlsx, doc, docx, pdf, jpg, jpeg, png, gif 」に該当する形式、且つ容量 10MB 未満に限ります。

- ✓ 空港の制限表面上空や 150m上空を飛行させる場合  
「同時に飛行させる機数 ○機」  
「飛行予定日時 ○時から○時まで」
  
- ✓ 必要に応じて以下の記載をお願いします。  
「飛行前日までに飛行日時及び許可番号を〇〇空港事務所（具体的な連絡先）に連絡する。  
飛行の中止又は日時を変更する場合は遅滞なく同連絡先に連絡する。」  
※（具体的な連絡先）には、申請先によってどちらかを選択し、記載してください。  
関西空港事務所：cab-kixkyoka@mlit.go.jp 又は 050-3198-2870  
東京空港事務所：cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp
  
- ✓ 必要に応じて管轄地方航空局長あて申請状況について記載をお願いします。  
A. 「（申請項目）について管轄地方航空局長あて申請し許可・承認を受けてから飛行する。」  
B. 「（申請項目）について管轄地方航空局長あて申請し次の通り許可・承認を受けている。  
（許可番号・許可日）」  
※（申請項目）には、以下の申請項目のうち該当する申請について記載をお願いします。  
DID 地区上空の飛行・夜間飛行・目視外飛行・人又は物件から 30m 以上の距離が確保できない飛行・催し場所上空の飛行・危険物の輸送・物件投下

以上